

北海道の障がい児教育の充実・発展のために

北海道高等学校教職員組合連合会 障害児学校部
全北海道教職員組合 障害児教育部

I はじめに

2006年、国連総会で採択された「障害者権利条約」は、障害のある人の尊厳と権利を保障するもので、21世紀に入ってつくられた画期的な人権条約です。我が国でもようやく2014年2月に条約が発効しました。しかし、国内法の整備にはまだ不十分なところがあり、今後の検討が待たれています。

2011年、国は「障害者基本法」を大幅に改正し、障がい者の権利保障にとって大きな一歩を踏み出すことになりました。その後、2013年6月に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、障がい者制度改革推進会議差別禁止部会の議論を反映しておらず、障がいを理由とする差別の内容も、具体性もない不十分なものと言えますが、2016年4月から施行されました。

北海道では、2009年に「北海道障がい者条例」を制定しています。しかし、「障がい者の権利を最大限尊重」（第1条、下線作成者）というような不十分な内容です。また、「障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること」（第15条）という条文に関わって、「高等部の在り方に関する報告」で学校や学科の設置の在り方について、一定の改革が行われつつあります。しかし、改革に関する先行きの見通しがつかず、現場段階では具体的な対応について苦慮している状況です。

以上のような背景を受け、私たちは障がい児教育に携わるものとしての考え方と、北海道教育委員会に対しての要望を明らかにし、北海道の障がい児教育の充実・発展のための声明とするものです。

II 本人・保護者の願いに応える教育の実現 インクルーシブ教育の実現に向けて

道教委は、2013年3月の「特別支援教育の基本方針」のなかで、「障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえながら、特別支援教育を着実に推進する必要」があるとしているほか、「一人一人の教育的ニーズに応じた専門的な指導や支援を行うとともに、特別支援学校が地域の学校における特別支援教育を支援する体制を整備」するという2つの方向で進めていく方針を明らかにしました。

インクルーシブ教育の対象は、障がい者のみではなく、いじめ、不登校やひきこもり、経

経済的な困難など家庭環境の困難をかかえる場合、慢性疾患などの病気なども含めた、特別なニーズを持つ子どもたちすべてと考えるべきではありません。すべての子どもたちの特別なニーズに応え、個々の成長と発達を全面的に保障する教育が一貫して行われることが、インクルーシブ教育の実現といえます。

インクルーシブ教育の検討課題は、教育を受ける場が通常学級か特別支援学級か特別支援学校かという問題だけではなく、教育の内容の問題です。どのような集団や場で教育を受けることが適切なのかということは、教育と支援の内容とともに、その子どものニーズにいかに応え、成長と発達を保障できるかという観点で考えられなければなりません。そして、それを選択するのは子ども本人であるということが基本になっていく必要があります。

インクルーシブ教育を地域で実現していくために、具体的には次のような理念の実現が求められます。

- (1) 居住している地域から排除されず、希望する教育の場や教育内容が保障されること。
- (2) 個々の特別なニーズに応ずる最大の支援が保障されること。
- (3) カリキュラムを個々の特別なニーズに合わせて編成することが可能であること。
- (4) 卒業後の生活において、働く権利、健康で文化的な生活をする権利、幸福を追求する権利などの基本的人権が全面的に保障されるよう、適切な支援が行われること。

しかし、インクルーシブ教育が全面的に実現するためには、学校・社会・教育制度などの変革とその定着が必要です。それは、漸進的に進んでいくものであると考えます。

その過程では、子ども本人や保護者の特別な場での教育への要求は相当あるものと考えられ、現状の特別支援学級・学校の果たす役割は大きいと思われれます。また、インクルーシブ教育と特別な場での教育は相反するものではなく、子どもの個々のニーズに応え、発達と成長を最大限保障するためには、多様な教育の内容と場・集団が用意され、それを適切に選択できることが大切です。どのような教育を選択するかは、教師などの教育の専門的な担い手と子ども本人・保護者、医療などを専門とする人などが共同で考え、決定していくことになります。このとき、最も尊重されなければならないのは子ども自身の考えであることは言うまでもありません。

インクルーシブ教育の全面的な実現への過程の中で、特別な場での教育についても、そのあり方が検討され、深化・発展していくべきものです。それは、社会全体が特別なニーズを持つ子どもを中心に据えて考えていくことにより実現されなければなりません。

いま学齢期にある子どもたちの成長と発達を可能な限り保障することと、将来を見据えて、すべての子どもたちの成長と発達を最大限保障するインクルーシブ教育の全面的な実現への歩みを着実に、できる限りのスピードで進めていくことは、同時に進められなければなりません。しかし北海道の現状においては、道財政上の制約により制度や条件整備が進まない

ことや、制度の形だけを整えて内実が伴わない状況にとどまることなどが懸念されます。

道、道教委は、子どもたちや保護者の願いを真摯に受けとめ、その実現を推し進めることが強く求められます。

1 高等養護学校の増設と「在り方報告」

2013年度に道央圏では千歳高等支援学校、十勝圏では中札内高等養護学校の幕別分校が増設されました。2014年度には釧根圏で釧路鶴野支援学校、道北圏で美深高等養護学校あいべつ校、2016年度には十勝で新得、道北で旭川、道央であいの里の新設校が開校しました。しかし、いずれの学校も通学型であり、寄宿舍は併設していません。

高等養護学校が相次いで増設されていることは、身近な地域での教育を希望する子ども・保護者の願いに応えるという意味では、一定の前進であると考えますが、一方でいくつかの問題点もあります。

どの学校についても共通して言えることは、寄宿舍を併設しない方針です。寄宿舍がなければ、保護者が毎日の送迎を行えるか、一人で通学できる生徒以外は学べません。一人で通学する場合、北海道特有の問題として、公共交通機が整備されているかどうかという問題もあります。これでは、保護者の願いに応える学校増設とはいえません。道教委は、「同じ圏域内で、寄宿舍のある学校と通学型の学校を設置して、選択できる体制を作る」と言っていますが、圏域といってもかなり広域で、「より身近な地域」とはほど遠いのが現状です。最も小さな道南圏でさえ、北海道を除いた平均的な都府県の面積よりも広大です。どの学校にも寄宿舍を設置して、通学か入舎かを選択できるようにする必要があります。このことは、誰にでも学ぶ機会を保障することとともに、寄宿舍で学び成長する機会を保障する意味でも大切です。最低でも全学年の定員の半数程度が入舎できる寄宿舍の設置が求められます。現状では、折角の学校新設も一部の限られた子ども達にしか恩恵が及ばない状況にあり、早急な寄宿舍の増設が望まれています。通学を希望していても、公共交通機関の問題などから自力での通学ができない子どもの学ぶ機会を保障するために、スクールバスなどの運行についての検討も必要です。

次に、施設・設備の整備の問題です。中学校や高校の空き教室・校舎にしても、知的障がいがある子どもたちを想定して設計されていません。安全に生活し学習するという観点からも、より学習しやすい環境を整えるという観点からも十分な予算措置を行って改築も含めた整備が求められます。

また、学科設置に関わっても、施設設備に費用がかかる第一次・第二次産業の学科ではなく、第三次産業中心の学科設置になっていることも、従来大切にできてきた「ものづくり」を通して学ぶ、原材料仕入れ・加工・販売流通などの一連の流れの内容が軽視されることにつながりかねず、危惧の声が上がっています。さらに、普通科

I型の設置で、様々な学びのニーズに応える体制を整備しつつあることは評価できます。しかしこれも、見方を変えれば「安上がり教育行政」の具体化であるとも言えます。知的障害の教育課程に基づく教科学習とは言え、十分な教材や教具、実験室や演習室の用意はできているのでしょうか。指導に当たる教職員の所有免許状は妥当でしょうか。今後、普通科I型を増やしていく方針であれば、こうした基本的な条件づくりを怠るべきではないものと考えます。

中札内高等養護学校の幕別分校や美深高等養護学校あいべつ校などは、分校形態での設置により、分教室と比べて教職員の配置が大きく改善されました。養護教諭、事務職員、公務補が配置されるほか、教諭の配置定数にも大きな違いがあります。今後も、最低でも分校形態での開設が求められます。

また、子どもたちの体と心を支える基礎となる食についての学習は、障がい児学校の学習の中では重要な要素で、おいしく安心・安全な給食を実施していくために、校内に給食設備を作ることが必要です。今後とも最大限の努力をしていくことが求められています。

私たちは、単独の校舎での独立した学校としての増設を実現し、より良い環境での教育を保障することを求めています。財政上の理由によりそれが不可能な場合には、既存施設を活用した分校の増設ということも、間近に進学の時期が迫っている子どもたちの教育を保障する観点から否定しません。しかし、前述した施設・設備の整備と併せて、教職員・生徒・保護者との十分な意見交換と調整が必要です。

新規開校が相次いでも、「希望する高等養護への進学」が「狭き門」であることにかわりはありません。入学選考検査に関わって、様々な手直しが行われてきましたが、学校設置者の当初の目論見とは異なる出願動向が続いてきたため、各校ともに、生徒個々に応じた教育内容を柔軟に工夫してきました。「高等部の在り方に関する報告」でも「基本方針の考え方にもとづく整備を進める」としていますが、「学科構成や入学選考検査の在り方について改善が必要」で、既存学科と生活科の障害程度による区分をなくすことや普通科I型の新設とコース制の導入、圏域ごとの事実上の「学区制」の強化など、道教委は大きな改革を志向していますが、教育課程の編成や入学選考の改革の方向性など、現場段階で見通しの付かない問題が多く、教職員や保護者、受検生の憔悴感とストレスは大きく高まっています。

2 北海道の障がい児学校の現状

普通科II型への転換については、コース制度の導入がセットであるかのような説明が行われていますが、コース制の是非についての論議が充分に行われているとは言い

がたい状況があります。あらかじめ設定されたコースではなく、生徒個々の学びのニーズに応じた柔軟なコース設定が可能となるよう、各校が工夫できる余地を残すべきです。

また、特別支援学校の「配置に当たっては、できるだけ身近な地域において障がいの種別などに応じた専門的な教育を受ける機会を確保する観点に立ち」、「児童生徒等の障がいの状況や、本人・保護者のニーズを把握しながら、必要な受入体制の整備に努める」とする一方で、「在籍者数が10人未満と極めて少なくなっている場合」、「今後においても同様の状況が引き続くと思込まれる学校については」、「再編に向けた検討を行う」ことも述べられています。

札幌養護学校の狭隘化解消を目指し、2016年に伏見支援学校が開校しました。特別支援学校の過大・過密解消に向けた有効な手立てといえます。しかし、既存の建物を校舎に転用する特別支援学校には、建物の使いにくさという根本的な問題が残されているほか、立地条件の問題もあり、新たな大規模化が進む危惧があります。さらに、施設設備の老朽化の問題もあります。児童生徒や保護者にとって、望ましい改善になるよう、保護者・教職員を含めた十分な協議が必要です。

また、義務・高等部併設特別支援学校（併設校）に在籍している生徒は、重度及び重複障がいの生徒が多数ですが、学級定員は高等養護学校と同じ8名となっています。さらに併設校高等部は、実習教員などの実際の学習に携わる教職員の数が高等養護学校と比較して少なくなっています。特別支援学校小・中学部の学級定員は、普通学級6名、重複学級3名です。それが高等部になると普通学級8名となります。学校生活から社会生活に向かう大切な時期である高等部の教育の中で、一人ひとりの教育的ニーズに応じていくためには、小・中学部と同様の学級定員とする必要があります。

さらに、学校所在地が入学希望者の居住地を考慮していないため、スクールバスでの通学に1時間以上かかるのが当たり前という状況もあります。こうした現状を解消していくことが早急に求められています。スクールバス車内での児童生徒の乗車・下車の介助を行ったり、乗車中の安全確保を行ったりする業務は、従来は介護員が行っていましたが、道教委の介護員退職不補充という方針を受け、スクールバス運行に関わるほぼ全ての業務が民間委託となりました。道南のある特別支援学校ではスクールバスに添乗する臨時の介護員の確保が難しく、学校の教員や事務職、寄宿舎の職員が体制を組んでバスに乗ることが2年続いています。添乗した職員の勤務時間の保障はされていますが、休憩時間等がずれることで校内会議に出席しにくくなるなど、仕事のやりにくさがでています。7時間45分の勤務時間の中でバスに乗るため、本来の業務を調整して本務外の仕事をしている実態があり、学校、寄宿舎での教育活動が軽んじられているといわざるを得ません。これは、正規雇用であった

介護員を安価なパート職員にしようとした政策上の失敗であり早急な改善が求められます。

3 北海道の障がい児学級の現状

特別支援教育の本格実施から9年となります。特別支援教育導入前の2003年の文部科学省による調査で通常学級で支援が必要な子どもの割合は6.3%でした。2014年の調査では6.5%で報告では一定の割合で出現するとされていました。しかし、この8年間の特別支援教育の広がりの中で6.3%に含まれていた子どもたちの多くが通級、特別支援学級での指導を選択しています。その結果、国立特別支援教育総合研究所の報告では、少子化で児童生徒数は減っているにもかかわらず特別支援学級の在籍は5割増し以上（情緒学級については更に顕著です）、通級指導に関しては5倍以上の増となっています。発達障害の子どもたちが特別支援学級の在籍となることで、それまで地域の特別支援学級で指導を受けていた比較的障害の重い子どもたちがよりよい教育環境を求めて養護学校を選択せざるを得ず、そのため、養護学校の過密化、子どもの障害の実態の多様化で指導体制を組むことが大変な状況になっています。

このことは、通常学級の40人編成が一定数の指導困難な子どもたちを生み出していると考えます。また、現在の小・中学校での教育が、学力テストに代表される「特定の学力に偏重した教育」を重視することにより、何らかの困り感をもつ子どもたちが学びにくい環境になっていることも原因と考えます。

特別支援教育がはじまって、それまで必要な対応を受けていなかった子どもたちに目を向けたメリットはありますが、教育条件整備が追いついていないのが現状です。

小学校では特別支援学級の増加に対応が難しい中、学校の設置基準にふれないよう普通の教室を完全に塞がず、人が通ることのできる隙間のある間仕切りをして1つの教室に2学級を設置する例も見られます。また、本来、個別指導で視覚的刺激を軽減するためのパーテンションを日常的な活動場所の間仕切りにしなければ活動場所が確保できない状況もあります。このような対応は健常児の学級ではあり得ないことだと思います。ある情緒の特別支援学級ではパートナー支援事業でアドバイスを受けた際、子どもの目標となっている「授業に集中する」という個別の教育目標がパーテンションで仕切られているだけで、隣の授業が聞こえてくる教室環境では難しいという評価もされています。全道規模での実態調査と改善が求められます。

通常学級でも、発達障がいの子子どもたちが十分な支援を受けられない状況がみられます。本来、在籍を変えずに通級指導、支援員によるサポートで必要な支援を受けるはずだった児童生徒の支援が、8時間以内かどうかで特別支援学級との区別をし、特別支援学級在籍となるための通過点に使われている恐れさえあります。時数ではなく、教育課程がどちら

にあるか、学校生活のベース・居場所がどちらにあるかで考えるべきです。

現在の障がい別の学級編制のもとでは、教科の目標達成や子どもの成長場面に応じた学習グループの編成が不可欠です。特に情緒・自閉学級では自閉症スペクトラムという障がい特性のみに着目した就学指導が多く見られます。知的に遅れのあるカナータイプの自閉症の児童と知的に遅れの少ない高機能自閉症やアスペルガー症候群の児童が同じ学級となり、一人の担任が実態に応じた教科の指導を行うのが難しい状況もでてきています。

その対応として、現場では、配置された教員定数で、より子どもにあった教育内容を提供するために、活動内容に応じた学習グループを編成して指導しています。たとえば、障がい種ではなく発達段階に応じて編成した教科グループ(情緒学級で知的に遅れのある自閉症の児童と知的学級の児童での国語、算数の指導など)、教科の目的を達成しうる集団を保障するための教科グループ(知的に遅れのない情緒学級の児童と肢体不自由学級で知的発達の遅れが軽度な児童での音楽の授業など)、行事等で各学年に教員がついて交流に参加するためのグループ(障がい種別ではなく学年で編成)など、限られた人材の中で工夫や努力をして取り組んでいます。しかしながら、教育局より、「認可通りに配置された場所で教員を使う」という視点から是正指導がなされています。学級編制は認可通りにも関わらず、学習グループの授業の様子やその時数、時間割や教室内の机の数、交流に行っている時数など細かな確認を行なわれ、その内容に対する説明と報告、その証拠となる資料の提出などが求められ、それだけでなく多忙な状況の中、深夜までその対応に追われる状況があります。過去に同様の件について「教員配置の実態の確認調査であって、行政による指導ではない」との回答がありましたが、現場に負担を強いる調査そのものが教育課程、教育内容に対する行政の介入、強制といわざるを得ない状況と考えます。

この件に関しては、市町村教委、現場の校長、教頭が局から指導を受けないように敏感になり、先んじて学習グループでの指導を校内で行わないよう指示したり、日常的には必要性から、指導を認めていても、指導主事訪問や公開授業には学習グループで指導する授業設定をさけるように指示するなど、「子ども不在」の対応まででてきています。

特別支援教育の広がりにより、かつては通常学級で「グレーゾーン」といわれた子どもたちが入学時に特別支援学級を選択するケースも見られます。そのような児童の中には少人数の指導で基礎学力を保障され、高学年になるころには情緒面での課題も軽減し通常学級への在籍変更を希望する児童もいます。将来的に週8時間以内の通級指導を受けながら通常学級で過ごすことを目指して、通常学級担任と連携し、一人で通常学級で過ごす場面と最低限の特別支援学級での指導を組み合わせた指導を行っています。しかしながら、特別支援学級在籍の場合、通級による指導の制度が使えません。そのため、特別支援学級担当が他の在籍児童とは異なる交流内容、教科の指導で対応する必要があり、時間割のやりくりで苦慮しています。現在の通級制度を人的に拡充し、双方向で通級の利用を可能に

するなど新たな仕組みが必要と考えます。

「障害者権利条約」が発効し、4月より「障害者差別解消法」が施行される中、保護者の意識も高まっています。小学校、中学校の特別支援学級では、在籍の児童生徒で障害の重い子も含めて交流および共同学習への期待が寄せられています。以前は小学校での交流学習は行事や体育、音楽等が主でした。現在では多くの特別支援学級において、通常学級の毎週の打ち合わせに特別支援担当者が参加して、その授業内容から在籍児童が交流、共同学習が可能な時間を確認の上、特別支援学級の週予定、交流について行く指導者の体制表を作成し、特別支援学級内での指導を限られた人員の中で体制を組んで取り組んでいる現状です。特別支援学級在籍であっても、本人の学びが保障される形で可能な限り、通常学級へインクルーシブされるのが本来あるべき姿だと考えます。担任が付き添わなければ、交流するのが難しい事例もありますが、逆に担任が付き添いさえすれば可能ということでもあります（特に給食交流など）。特別支援学級が多学年にわたることから、全員に付いていくことは難しく、通常学級の担任に負担をかける場合も見られます。現場からは「せめて低学年と高学年で学級を分けて欲しい」との要望がでています。埼玉県では複々式学級の編成基準（標準法）の留意点である「一つの学年を分割しない」という部分を特別支援学級でも適用できることを確認し、国の基準で（県の独自加配ではなく、学級増として）学級配置をしています。交流が盛んになり、学年ごとの活動が多くなっている現状をふまえ、現在の道の独自加配に加え、学級編制の方法の見直しを要望します。

小・中学校に支援員が配置されたとはいえ、40人学級のもとでは、一人ひとりの子どもの発信する「声」を受けとめることすら困難な状況です。そのため、特別支援教育のスタート時にいていた「障がいのあるなしにかかわらず、個々の子どもの教育的ニーズに応え、成長と発達を保障する十分な支援（特別にしない支援教育）」をすることは難しい状況です。

北海道の地域性を考え、札幌市のような都市部では「学びのサポーター」や学生支援員と、退職教員の活用など有資格者による「有償ボランティア」での運用の制度化を併用していますが、ニーズがあっても地域に有資格者が少なく、年収120万円程度で有資格の支援員を雇うことができない地域から優先的に正職員として支援員を配置し、生まれ育つ地域で障がいの有無による教育上の不利が最小限ですむ条件整備が求められます。

支援員の正職員化は、担任との打ち合わせ時間確保など、日常の支援体制の充実上も必要ですが、低賃金のため臨時的な職となっており、各職場の中で実践の積み重ねが十分ではないことが大きな課題です。教員と支援員の併用という制度が続く以上、支援員としての専門性を高められるだけの身分保障が必要と考えます。

支援学級の現状も深刻です。校内人事で初めて支援学級担任になっても、指導の見通しが持てず困難が生じ、数年で担任が代わる「教員の流動化」が大きな課題になっています。特に道東では10年間続けてこの教育に携わる教員の割合は特別支援学級経験者の1割程

度とされています。

そのような状況の中、教職員のスキルアップのため、免許保有率を上げるための認定講習を実施していますが、免許保有率の問題だけではなく、臨時職員や初任者などが多く配置されるため、経験のない若い教員をこの教育の担当にせざるを得ない校内人事の現状があります。

地域によっては特別支援学級の担任が臨時教員や初任者であることが多く、担任として、指導上の困難について相談できるはずのコーディネーターも、その教員に任されているため、校内で「孤立化」する事例がありました。パートナーティーチャー派遣事業においても、特別支援学級の担任が毎年のように交代するため、支援の内容が学校の財産として根付かず、人が変わるたびに毎年、同じ支援を繰り返している現状にあります。この事業の利用にも地域差があり、臨時教員の配置が多い地域ほどニーズが多く、また、そのような地域は圏域が広いため、現在の予算では回りきれない現状もあります。事業の充実も望みますが全道の中での教員配置のバランスも合わせて考えるべき課題です。

コーディネーターの役割は益々重要になっていますが、多くの学校では教頭や支援学級担任が兼務する状況にあるため、名目配置に終わるか、逆に担当者の負担増に繋がっています。コーディネーターの専任化も重要な課題になっています。

4. 高等学校での特別支援教育の取り組みとインクルーシブ教育

高等学校においても、「発達障がい支援連携モデル事業」の成果を踏まえ「高校における特別支援教育支援員配置事業」が行われており、2013年度は8校（千歳定時、檜山北、湧別、上士幌、更別農業、釧路湖陵定時、月形、遠軽定時）、2014年度は9校（美唄尚栄、月形、檜山北、湧別、遠軽定時、上士幌、更別農業、釧路湖陵定時、阿寒）、2015年度は6校（月形、美唄尚栄、遠軽定時、上士幌、更別農業、阿寒）が指定されています。しかし、この事業において配置される支援員の年間予算は130万円程度でしかなく、人材確保が困難な状況です。既存の特別支援学校の人材の活用や短時間非常勤での支援員配置など、安上がりな施策で本当に効果が上がるのでしょうか。国の制度に頼るだけではない、道独自の雇用条件の大幅な改善が求められます。

また、文部科学省では、高等学校で行う通級による指導について「個々の能力・才能を伸ばす指導について研究を行うことを通して、高等学校等における特別支援教育を充実し、障害のある生徒の自立や社会参加を推進する」としています。上士幌、本別、大樹の各校がモデル校となっています。現場の高校教員にとって「通級指導」「特別支援教育」という概念そのものが十分に理解されている段階にあるとは言えず、対象となる生徒への

対応を検討する以前に現場教職員にとって概念や用語の説明が必要な段階です。

高校における通級指導のメリットは、試験的に先行実施してきた他府県の事例や道内でのモデル事例などで明らかにされています。しかし、デメリットも多くあります。小中学校では通級指導教室に教員定数は設定されておらず、あくまで加配措置であること、固定式特別支援学級と違い人の入れ替わりがはげしいこと、教科指導に当たる教員が本当にその教科の専門性のある教員であるかどうか疑問があることなどです。教員の定数化などの検討も始まっているようですが、結論は不確定です。

本来、支援が必要な生徒にとって、最も大切なのは肯定的な自己理解や他者理解、社会の中での自らの立ち位置の確立など、真に生きる力の基礎となるものであるはずで、教科学習の力やソーシャルスキルを高める指導は必要ではありますが、より求められことは居場所があること、特別な発達ニーズを持つ生徒に寄り添える教員が定数配置されることです。そのための教育条件整備として、必要で十分な大きさの教室と教室の数、専任のコーディネーター的業務を行える主担当教員、専門性が保障された教科指導教員の配置などが求められています。

高等学校で、すべての子どもたちに成長と発達を保障し、一人ひとりの自己実現を達成する教育を実現するためには、学校や教育のあり方の検討・改善、法改正も含めた制度の変更、教職員定数の大幅な改善、少人数学級の拡大、施設・設備の拡充などを実現していかなければなりません。それとともに、子どもの発達観、学力観についての教職員・生徒・保護者などの議論と共通認識の形成も必要であると考えます。

Ⅲ すべての子どもたちの願いに応える教育の実現のために 当面する課題の前進のために

1979年の養護学校義務化以前に、就学を猶予・免除されたために、義務教育を受けられないままになっている重度・重複障がいの方が道内に相当数います。また、それ以降も高等部設置までの間、後期中等教育を受けられない状況が続いていました。重度・重複障がいの方にとって、教育の意味はとりわけ大きく、生きていくことと密接に関連しており、未就学者の教育保障の願いは高まっています。

一方で、都市部を中心に、肢体不自由養護学校の狭隘化が進み、その解消が緊急の課題となっています。知的障がい併置養護学校も新たに開校した伏見支援学校が、近い将来の狭隘化を危惧する段階に入ってきました。また、知的障がい高等養護学校については、希望しながら入学できず、遠方の学校への通学を余儀なくされている状況が拡大し、早期にその状況を打開する必要があります。一方で、視覚障がい校や聴覚障がい校では、生徒数の減少から統合・再編が検討されており、2014年には小樽聾学校と札幌聾学校が統合され、釧路聾学校が鶴野支援学校に再編されました。2015年には高等盲学校と札幌盲学校を統合した札幌

視覚支援学校が有朋高校跡地に開校しました。児童生徒増が進む障がい種では狭隘化の解消方策として学校が増え、児童生徒減が進む障がい種では統廃合が進み、学校が減らされています。

様々な困難がある今日の状況のもとで、子どもを中心とした父母・保護者、教職員、住民の共同した取り組みが求められています。その取り組みは「子どもたちの現状と未来を語り合うこと」から始まります。その中に私たちが目指すインクルーシブ教育の方向性が見いだされると考えます。将来的なインクルーシブな社会と教育を実現するため、参加と共同の輪を大きくひろげていかななくてはなりません。

これらの様々な諸課題の改善・解決のため、道教委にはより一層の努力を求めるほか、広く道民の皆様にも高教組・道教組が現状をどのように捉えているかを知っていただき、改善策や解決策をともに考え、声を上げていくため、今回の声明としました。

以 上